

四街道市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(外国語指導助手の報酬)</p> <p>第27条 第18条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業等により外国語指導助手として任用される者の報酬は、月額とし、<u>335,000円以上360,000円以下</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(外国語指導助手の報酬)</p> <p>第27条 第18条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業等により外国語指導助手として任用される者の報酬は、月額とし、<u>280,000円以上330,000円以下</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>